合併処理浄化槽について

ーきれいな水環境の整備のためにー

補助制度のご案内（令和７年度）

丸亀の水
暮らしの水
いのちの水

丸亀市都市整備部下水道課

〒763－8501　丸亀市大手町二丁目４番21号

☎0877－24－8850

生活雑排水もきれいに浄化する合併処理浄化槽

　合併処理浄化槽は、台所・風呂・洗濯などから出る生活雑排水をし尿と併せて処理するものです。

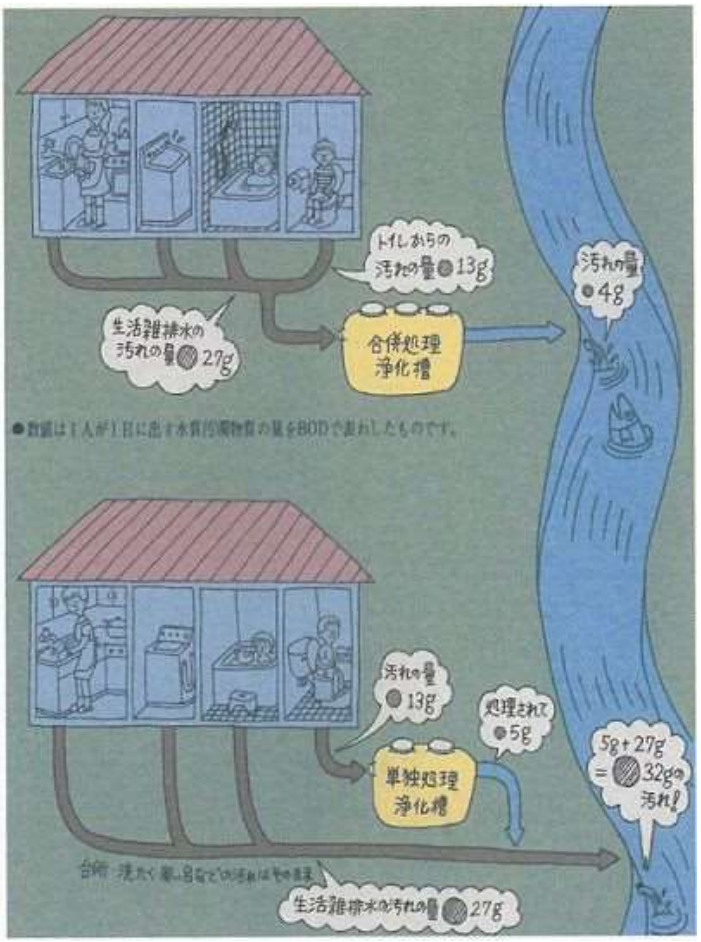

►合併処理浄化槽の利点◄

- 手軽に便所を水洗化にできるので毎日の生活が快適になります。
- し尿だけを処理する単独浄化槽に比べて、何倍もの浄化効果が得られます。
- 生活排水の汚れが減少し、きれいな処理水となり安心して流すことができます。
- 設置が早く、すぐ効果が発揮できます。

- 設置はクルマ 1 台分のスペースでOK！

5 人槽の場合の一般的な合併処理浄化槽の大きさ

幅　　：　2m10cm
奥行　：　1m10cm
深さ　：　1m50cm

合併処理浄化槽補助制度のご案内

丸亀市では、生活排水による川や海の汚れを防止するために、小型合併処理浄化槽を設置される方に補助金を交付しています。

対象地域

⑴下水道（農業集落排水事業を含む）の事業計画区域外の地域

（例)川西町、郡家町、三条町、飯野町、垂水町、飯山町東小川

⑵下水道事業計画区域内で下水道の整備が技術的に困難である地域

⑶下水道事業計画区域内で下水道の整備が相当の期間見込まれない地域

対象浄化槽

環境省国庫補助指針適合品（BOD 除去率 90%以上、放流水の BOD が 1 リットルにつき 20 ミリグラム以下の機能を有するもの）で処理対象 50 人槽以下のもの。

※対象地域⑶においては、処理対象 20 人槽以下のもの。

補助対象者

⑴丸亀市税を完納している方

⑵専用住宅（自己の主の居住を目的とした住宅）に浄化槽を設置される方

※店舗併用住宅も一部対象（延べ床面積の 2 分の 1 以上が居住を目的とした住宅で住宅部分に係る人槽分のみ補助）

※完了実績報告書提出時には、設置場所に住民票を異動し、使用者が申請者であることが確認できること

⑶香川県が主催する浄化槽設置者講習会を受講される方

※申請者本人（同居人による代理でも可）は必ず受講してください。

※開催場所及び開催日時、その他詳細は公益社団法人香川県浄化槽協会にお問い合わせください。　TEL087-881-6600

販売及び賃貸を目的とする専用住宅に設置しようとする場合は除きます。

合併処理浄化槽人槽算定基準

・一般住宅（共同住宅を除く）
住宅の延べ床面積が、140 ㎡以下の場合……5 人槽
〃　　140 ㎡を超える場合……7 人槽
・二世帯住宅（浴室及び台所が 2 つある場合）……10 人槽
・同一敷地内で 2 戸以上の住宅に設置する場合……50 人槽まで
※香川県では、地域の実情を（平均延べ床面積や世帯人員）を考慮し、住宅の延べ床面積が 140 ㎡以下であれば 5 人槽としています。

受付期間

令和７年４月１日から令和８年１月上旬頃まで

※上記期間に限らず、予算額に達した時点で受付は終了となります。

提出書類

令和７年度適用の最新の様式でなければ受理することはできません。

最新様式はホームページに掲載しております。

（関係書類）　交付申請書、誓約書、変更等承認申請書、完了実績報告書、
交付請求書、着手届、交付申請チェックリスト
住民票の異動に関する誓約書、債権者登録申請書
完了実績チェックリスト
※押印廃止に伴い、誓約書以外は記名可。

注意事項

完了実績報告書は工事完了後から１か月以内又は令和８年２月２８日のいずれか早い日までに提出していただく必要があります。

工期の変更等により期限内に完了実績報告書の提出が困難になった場合は、取り下げをしていただく必要があります。

※工事着手後の取り下げは、次年度においても補助金申請をすることはできませんのでご注意ください。

◆ 補助金額

申請者の住所や現在の処理方法、設置場所によって補助金額が異なります。

【設置補助金】

〈区分 1〉

対象地域(1)に設置し、汚水処理未普及解消につながる場合

（例）・集合住宅等から転居して家屋に設置する場合

・市外から転居して家屋に設置する場合

・単独処理浄化槽や汲み取り便槽から転換し設置する場合

・下水道に接続されている方が転居して家屋に設置する場合

〈区分２〉

対象地域(2)に設置する場合

〈区分３〉

対象地域(3)に設置する場合

【単独処理浄化槽撤去補助金】

対象地域(1)で、既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替え（転換）に伴い単独処理浄化槽を撤去及び処分する場合

補助金額　120,000 円（上限）

【単独処理浄化槽転換配管補助金】

対象地域(1)で、既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替え（転換）に伴い、宅内排水管を新設する場合

補助金額　300,000 円（上限）

融資あっせん制度

合併処理浄化槽を設置する場合に無利子の資金をあっせんします。

【対象者】

- 合併処理浄化槽の補助金交付決定を受けた方
- 融資あっせんによる融資額の償還について十分な支払い能力を有する方
- 丸亀市税を完納している方

【融資額】

- 設置工事１件につき５０万円以内で、償還は毎月１万円

【連帯保証人】

- 市内に居住し、独立の生計を営み、丸亀市税を完納している方
- 市内に家屋又は土地を所有している方

【取扱金融機関】

- 市の指定金融機関及び収納代理機関

〈区分１、２の場合〉

人槽区分	通常型	高度処理型			
		窒素又は燐除去型	高度窒素除去型	窒素及び燐除去型	BOD 除去型
5 人槽	332,000 円	360,000 円	474,000 円	528,000 円	489,000 円
6～7 人槽	414,000 円	462,000 円	570,000 円	693,000 円	654,000 円
8～10 人槽	548,000 円	585,000 円	723,000 円	963,000 円	903,000 円
11～20 人槽	939,000 円	1,092,000 円	-	1,674,000 円	1,551,000 円
21～30 人槽	1,472,000 円	1,860,000 円	-	2,811,000 円	2,607,000 円
31～50 人槽	2,037,000 円	2,496,000 円	-	3,774,000 円	3,501,000 円

〈区分３の場合〉

人槽区分	通常型	高度処理型			
		窒素又は燐除去型	高度窒素除去型	窒素及び燐除去型	BOD 除去型
5 人槽	166,000 円	180,000 円	237,000 円	264,000 円	244,000 円
6～7 人槽	207,000 円	231,000 円	285,000 円	346,000 円	327,000 円
8～10 人槽	274,000 円	292,000 円	361,000 円	481,000 円	451,000 円
11～20 人槽	469,000 円	546,000 円	-	837,000 円	775,000 円

◆ 補助金申請者の責務

【維持管理】

補助金の交付を受けて設置した浄化槽の機能が正常に稼働するよう適正に維持管理をしなければなりません。

また、浄化槽法にて以下の内容が義務付けられています。

	内　　容	お問い合わせ先
保守点検（有料）	機械の点検・調整、消毒薬の補充（3～4 ヶ月に 1 回）	契約されている保守点検業者
清　　掃（有料）	浄化槽内汚泥などの取り除き作業、清掃（1 年に 1 回）	平成 19 年 6 月以降島しょ部以外は民間業者 市クリーン課　☎58-7453
法定検査（有料）	水質に関する検査（浄化槽使用開始後 6～8 ヶ月で 1 回、その後は毎年 1 回）	(社)香川県浄化槽協会 ☎087-881-6600

【浄化槽設置者講習会】

浄化槽を設置される方が浄化槽に対する正しい知識を習得し、適正な維持管理に役立てていただくため、香川県が主催する「浄化槽設置者講習会」の受講が必要となります。

※講習会は県内のどの会場で受講されても構いません。

※申請者本人が欠席し、代理の人（同居人に限る）が受講する場合は、委任状が必要です。

※受講後に交付される修了証の写しを実績報告書の提出時に添付していただく必要があります。

お申込み

お問合せ

公益社団法人香川県浄化槽協会
〒761-8012　香川県高松市香西本町 1-106
TEL：087-881-6600
URL：http://www.kagawajk.jp
浄化槽設置者講習会は、香川県が公益社団法人香川県浄化槽協会に委託して実施しています。

【下水道への接続】

当該区域が下水道の供用開始区域となったときは、遅滞なく、下水道に接続しなければなりません。

補助金交付の手続き

- 申請窓口と書類等は、丸亀市都市整備部下水道課まで
- 申請の前に浄化槽設置届出書を、(社)香川県浄化槽協会（☎087-881-6600）に提出してください。

市	浄化槽を設置される方（補助金申請をされる方）

交付申請書の提出
◀提出書類は、記名でかまいませんが、誓約書のみ自署でお願いします。
添付書類：浄化槽設置届の写し、工事請負契約書が必要です。
なお、補助金の支払いは口座振替となるため、本人名義の口座の登録も必要となります。

着手前確認
市の担当職員が設置場所を確認します。

交付決定通知書
この通知は補助金の交付の可否と交付予定額を決定するもので、直ちに補助金が支払われるものではありません。

浄化槽の工事
◀工事施工業者は、浄化槽設備士の資格を有するとともに香川県に登録している者に限られています。

着手届の提出
◀設置工事等に着手した時は、速やかに提出していただく必要があります。

中間検査
浄化槽が適正に設置されているか公益社団法人香川県浄化槽協会が検査します。

浄化槽設置者講習会の受講
◀申請者本人（同居人による代理でも可）は、香川県が主催する「浄化槽設置者講習会」を受講していただく必要があります。

完成

完了実績報告書の提出
◀工事完了後から、１か月以内または当該年度の２月28日のいずれか早い日までに提出していただく必要があります。
添付書類：工事費請求書または領収書の写し、浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し、浄化槽設置者講習会の修了証の写し、工事工程写真などが必要です。

完了検査
浄化槽が適正に設置されているか公益社団法人香川県浄化槽協会が検査します。

検査合格

交付確定通知書

交付請求書の提出

補助金の受け取り
◀補助金の受け取りは口座振替となります。なお、補助金の請求から実際に受け取られるまで、通常１ヶ月程度かかります。